

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県教育委員会
教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td>教育企画室の職員（室長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>本庁の課の職員（総括課長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		教育企画室の職員（室長を除く。）	[略]	本庁の課の職員（総括課長を除く。）	[略]	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td>教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの</td> <td style="text-align: center;">教育企画推進監</td> </tr> <tr> <td>本庁の課の職員（総括課長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	教育企画推進監	本庁の課の職員（総括課長を除く。）	[略]	[略]	
[略]																			
教育企画室の職員（室長を除く。）	[略]																		
本庁の課の職員（総括課長を除く。）	[略]																		
[略]																			
[略]																			
教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																		
教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	教育企画推進監																		
本庁の課の職員（総括課長を除く。）	[略]																		
[略]																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。